

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和2年5月26日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子

委員 濱口 正久

委員 浜口 一利

議長 木下 順一

副委員長 河村 孝

委員 戸上 健

委員 世古 安秀

副議長 山本 哲也

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長
- ・濱口企画財政課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午後 1時30分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和2年5月29日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

中村総務課長。

○中村総務課長 総務課長、中村です。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和2年5月29日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第7号が令和2年度補正予算議案1件、議案第8号から議案第12号が条例議案5件、報告2件の合計8件を上程いたします。

まず、議案第7号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。補正予算等の概要、こちらのほうをご覧ください。

まず、表面ですけれども、補正予算の規模ですが、令和2年度一般会計補正予算（第4号）は、水産業振興推進事業で2,216万円、プレミアム付商品券事業で2,300万円を計上し、補正後の一般会計予算額は144億1,326万円となります。

一番裏面ですけれども、4ページをお願いします。

漁業者応援事業としまして2,216万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている漁業者に対し、経営の維持・安定や意欲の向上を図ることで、プレミアム付商品券事業や漁業と観光の連携事業と連動した漁業者支援を進めることを目的に、応援金を給付する経費を補正します。

次に、プレミアム付商品券事業として2,300万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内経済の回復と循環向上を目的として、プレミアム付商品券事業を展開します。また、同事業に参加した事業者や営業自粛要請の対象外である事業者へ応援金を給付する経費を補正します。

以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、議案一覧表の次のページから、提出議案概要を掲載しておりますので、そちらのほうをご覧ください。

議案第8号、鳥羽市市税条例の一部改正について、税務課ですが、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容ですが、市税全般としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を規定します。

続きまして、固定資産税について4点まとめております。

①調査を尽くしても所有者の存在が不明である場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる規定を整備。

②登記簿等に所有者として登録されている個人が死亡した場合において、現所有者が賦課徴収に必要な事項

を申告しなければならない規定を整備。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある事業者が所有する償却資産及び家屋に係る固定資産税について軽減措置の対象とする規定を整備。令和2年2月から10月までの任意の3か月の間の売上高が前年の同期に比べ30%以上50%未満減少している者については2分の1、50%以上減少している者についてはゼロ。ここには書いておりませんが、こういった方々に対しまして令和3年度の課税に対して適用されるというものでございます。

④新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構造物を加えるととも適用期限を2年延長する規定を整備します。

続きまして、軽自動車税についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、軽自動車税環境性能割の税率を1%分減額する特例措置の適用期限について、半年間延長する規定を整備します。現行は令和元年10月1日から令和2年9月30日までとなっておりますけれども、改正後は令和元年10月1日から令和3年3月31日までとします。

続きまして、市民税につきまして、①新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に対し、その当該金額分を寄附金控除の対象とみなす特例を規定します。

②新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居できなくても、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等一定の要件を満たせば、期限内に入居できたのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう特例を規定します。

次に、議案第9号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、税務課ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、著しい経営環境にある事業者が所有する償却資産及び家屋に係る都市計画税について軽減措置する規定を整備します。期間は固定資産税と同様ですが、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間に比べ30%以上50%未満減少している者については2分の1、50%以上減少している者についてはゼロというふうに適用をされます。

続きまして、議案第10号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、市民課ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について、必要な事項を定めるものです。特例の対象となる保険税は令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するものです。

主な内容としましては、減免申請書の提出期限について、現行は納期限までとなっておりますけれども、改正は市長が指定する日ということで、令和2年2月1日まで遡れるというふうに改正をします。

それから、議案第11号、鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、市民課ですけれども、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請の受付事務を追加します。

続きまして、議案第12号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、健康福祉課です。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例

について、必要な事項を定めるものです。特例の対象となる保険料は令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するものです。

主な改正内容ですけれども、減免申請書の提出期限について、現行は、普通徴収は納期限前7日まで、特別徴収は前々月の15日までとなっておりますが、市長が指定する日に改正をするものです。

続きまして、報告第1号、令和元年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、企画財政課から、令和元年度一般会計予算において、繰越明許費を設定した事業の繰越額を調製しております。

報告第2号、令和元年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について、水道課ですが、令和元年度鳥羽市水道事業会計において、年度内に支払い義務が生じなかった建設改良事業の繰越額を調製しております。

以上で、提出議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂倉広子委員長 それでは、総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長に説明をさせます。

清水事務局長。

○清水事務局長 5月29日会議の日程等についてご説明いたします。

会議に上程される議案につきましては、補正予算議案1件、条例議案5件、報告議案2件の合計8件でございます。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程でございますが、お手元の会議日程をご覧ください。

この取扱いにつきましては、5月29日に会議を再開いたします。諸報告、会議録署名議員の指名後、議案第7号から第12号までの6件と、報告第1号及び第2号を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行い、議案に対する質疑の後に所管の常任委員会へ付託いたします。

委員会審査は、初めに、総務民生常任委員会を開催し、議案第8号から第12号までの5議案を審査した後に、予算決算常任委員会を開催し、議案第7号の一般会計補正予算（第4号）について審査いただきます。委員会審査の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行います。

表決の後、議員発議といたしまして発議第1号を上程いたします。発議第1号は議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。提案者は議会運営委員長から趣旨説明をしていただき、その後、議案に対する質疑、討論、表決を行い散会する日程とさせていただきます。

そして、本会議、各委員会ともマスク着用をお願いしたいと考えています。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 それでは、事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。議案第7号の補正第4号ですけれども、前回の議運で私聞きましたら、補正の4号以降については、6月8日からの議会に上程する予定だということでした。急遽29日の議会に上程になったといういきさつについて説明してください。

○坂倉広子委員長 財政課長。

○濱口企画財政課長 これまでも私のほうで答弁をさせてもらいましたが、もう開けるときに、上げられる状況

になったときにその都度議案のほうを上げさせていただくというようなことも、私以前から言わせてもらっていたと思います。

今回、29日に急遽この補正を上げさせてもらうという形になりましたのは、市長のほうから、自分たちの給料の関係の条例が上がるということに付随しまして、何か上げられるものはないかということで、それに合うタイミングで上げられないかという指示がありまして、間に合う分を今回上げさせてもらったという形になっております。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 了解です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、お諮りいたします。

議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案の取扱いについては、そのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午後 1時45分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年5月26日

議会運営委員長 坂 倉 広 子